令和5年度環境物品等の調達実績の概要

デジタル庁

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、令和5年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

(1) 特定調達品目の調達状況

目標達成状況等

環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年12月22日変更閣議決定)に定める特定調達品目ごとの目標達成状況については、別表1「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」、別表2「令和5年度特定調達品目(公共工事)調達実績概要」(令和5年度については、該当する調達はなし)、及び別表3「令和5年度「公共建築物等木材利用促進法」及び「グリーン購入法」に基づく間伐材及び合法木材の利用に係る集計表」のとおりである。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

マイク、スクリーン、デジタル一眼カメラ、カメラ用三脚といった光学用品等特定調達物品以外の環境物品等の調達に際しても、出来る限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納品する事業者、役務の提供事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するように働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

令和5年度の調達については、特定調達品目全てについて、100%を達成することができた。令和6年度においても引き続きグリーン購入法の趣旨を各調達主体に徹底周知するとともに、環境に配慮した物品等の調達に努めていくこととする。